

令和6年度予算案(子育て世帯向け支援の強化)



子育て世帯向けセーフティネット住宅への支援の強化

令和6年度当初予算案：
 公的賃貸住宅家賃対策補助(120.29億円)の内数
 スマートウェルネス住宅等推進事業(167.40億円)の内数
 社会資本整備総合交付金等の内数

子育てにやさしい住まいの供給を促進するため、子育て世帯向けセーフティネット住宅への支援を強化する。

子育て世帯向け改修に対する支援の強化

セーフティネット住宅とするために子育て世帯対応改修等の複数の工事を行う場合の補助限度額を引き上げる。

	改修費に係る補助
補助対象工事	① バリアフリー改修工事 ② 耐震改修工事 ③ シェアハウス化工事 ④ 間取り変更工事 ⑤ 子育て世帯対応改修工事 (子育て支援施設の併設に係る工事を含む。) ⑥ 防火・消火対策工事 ⑦ 交流スペースを設置する改修工事 ⑧ 省エネルギー改修工事 等
補助率	国 1 / 3 ※地方公共団体を通じた補助の場合は 国1/3+地方1/3
補助限度額 (国費限度額)	50万円/戸 等 ・①～⑦を実施する場合、50万円/戸加算 ・②のうちエレベーター設置工事を実施する場合、15万円/戸加算し、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等を整備するための工事を行う場合は、補助限度額を100万円/戸 拡充 ・空き住戸において、⑤に加えて、②、④又は⑧を実施する場合、それぞれの工事の補助限度額の合計額(200万円/戸を超える場合は200万円/戸) ・⑤で子育て支援施設を併設する場合、1,000万円/施設

子育て世帯等への家賃低廉化等支援の強化

子育て世帯を対象としたセーフティネット住宅の家賃低廉化等補助を拡充するとともに、事業期間を令和10年度まで延長する。

	子育て世帯等への家賃低廉化等支援
対象世帯	① 月収15.8～25.9万円(収入分位25～50%)の多子世帯 ② 月収15.8～21.4万円(収入分位25～40%)の子育て世帯、新婚世帯
住宅の要件	床面積が40㎡以上であること (ひとり親世帯の場合は適用除外)
低廉化の対象	家賃、家賃債務保証料等、 拡充 SN住宅への住替え費用 (子育て世帯・多子世帯、新婚世帯については、住替えにより家賃が低くならない場合も補助対象) ※各低廉化支援との併用可
補助率	国 1 / 2 + 地方 1 / 2
補助限度額 (国費限度額)	家賃：2万円/戸・月 等 家賃債務保証料等：3万円/戸 住替え費用：5万円/戸 拡充
支援期間	子育て世帯・多子世帯 : 最大6年間 新婚世帯 : 最大3年間
事業期間	令和6年度～令和10年度 延長

令和6年度予算案(SN住宅に関する補助)



住宅セーフティネット機能の強化

令和6年度当初予算案：
 公的賃貸住宅家賃対策補助(120.29億円)の内数
 スマートウェルネス住宅等推進事業(167.40億円)の内数
 社会資本整備総合交付金等の内数

誰もが安心して暮らせる住まいの確保に向けて、見守りなどを行う住宅について、改修費、家賃低廉化、家賃債務保証料等低廉化及び住替えに係る支援を創設するなど、住宅セーフティネット機能の強化を図る。

	改修費に係る補助	家賃低廉化に係る補助	家賃債務保証料等の低廉化に係る補助	セーフティネット住宅への住替えに係る補助
事業主体	大家等、地方公共団体	大家等、地方公共団体	家賃債務保証会社、保険会社等、地方公共団体	居住支援法人、居住支援協議会等、地方公共団体
補助対象工事	① バリアフリー改修工事 ② 耐震改修工事 ③ シェアハウス化工事 ④ 間取り変更工事 ⑤ 子育て世帯対応改修工事 ⑥ 防火・消火対策工事 ⑦ 交流スペースの設置改修工事 ⑧ 省エネルギー改修工事等 拡充 ○ 安否確認の設備の設置改修工事 ○ 防音・遮音工事 ※ 改修工事の検討や実施期間中に必要な住宅の借上げ費用の限度額を一定の条件で引上げ ※ 登録済みの専用住宅を見守りなどを行う住宅にするための改修も補助対象とする ※ 新たな日常に対応するための工事は補助対象外とする 見直し	原則月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 〔子育て世帯、新婚世帯：月収21.4万円(収入分位40%)以下〕 多子世帯：月収25.9万円(収入分位50%)以下 〔建替え・除却予定の公営住宅の従前居住者等：月収21.4万円(収入分位40%)以下〕	原則月収15.8万円以下の世帯 〔子育て世帯、新婚世帯：月収21.4万円以下〕 多子世帯：月収25.9万円以下 拡充 ただし、家賃債務保証料等低廉化を行う者が入居者の所得を把握することが困難な場合であって、家賃の額が公営住宅並み家賃の額以下である場合には、この限りでない。	原則月収15.8万円以下の世帯かつ次の①又は②の場合 ①災害リスクの高い区域等からの住替え ②低廉な家賃のセーフティネット登録住宅への住替え(原則家賃が下がる場合に限る)
補助率・国費限度額	国1/3(地方公共団体を通じた間接補助の場合：国1/3+地方1/3) 50万円/戸等	補助率 国1/2+地方1/2等 国費限度額 2万円/戸・月等 国費総額240万円/戸	国1/2+地方1/2 3万円/戸	国1/2+地方1/2 5万円/戸
対象住宅	専用住宅 創設 見守りなどを行う住宅	専用住宅 創設 見守りなどを行う住宅	登録住宅 専用住宅 創設 見守りなどを行う住宅	
管理要件	専用住宅としての管理期間が10年以上であること ただし、最初に入居した要配慮者の退居後、要配慮者を募集したものの2か月入居がない等の要件を満たす場合は緩和(間接補助)	管理開始から原則10年以内 次の①又は②の場合は緩和 ①国費総額内で、地方公共団体の定める期間に延長可能 ②建替え・除却予定の公営住宅の従前居住者の場合は10年ごとに延長可能	-	-

令和6年度予算案(SN住宅改修費補助)



セーフティネット住宅の改修費支援

令和6年度当初予算案：
スマートウェルネス住宅等推進事業(167.40億円)の内数、
社会資本整備総合交付金等の内数

セーフティネット住宅について、改修費に係る費用に対して補助を行う。

赤字はR6当初予算案における拡充事項

	国による直接補助 【スマートウェルネス住宅等推進事業の内数】	地方公共団体を通じた補助 【社会資本整備総合交付金等の内数】
事業主体等	大家等	大家等、地方公共団体
補助対象 工事等	<ul style="list-style-type: none"> ① バリアフリー改修工事(外構部分のバリアフリー化を含む) ② 耐震改修工事 ③ 共同居住用住居に用途変更するための改修工事 ④ 間取り変更工事 ⑤ 子育て対応改修工事(子育て支援施設の併設を含む) ⑥ 防火・消火対策工事 ⑦ 交流スペースを設置する改修工事 ⑧ 省エネルギー改修工事 <p>※ 上記工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む)及び居住支援法人がセーフティネット登録住宅を見守り等の居住支援を行う住宅として運営するための必要な改修工事に伴う準備費用(工事期間中の借上げ費用(家賃3か月分(一定の要件を満たす場合、最大1年間分)を限度))も補助対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 安否確認のための設備の改修工事 ⑩ 防音・遮音工事 ⑪ 居住のために最低限必要な改修(発災時に被災者向け住居に活用できるものとして自治体に事前登録等されたものに限る) ⑫ 専門家によるインスペクションにより、構造、防水等について最低限必要と認められた工事(従前賃貸住宅を除く) ⑬ 居住支援協議会等が必要と認める改修工事
補助率・ 補助限度額	<p>補助率：国1/3(地方公共団体を通じた補助の場合は国1/3+地方1/3)</p> <p>国費限度額：50万円/戸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①～⑦を実施する場合、50万円/戸加算 ・①のうちエレベーター設置工事を実施する場合、15万円/戸加算し、車椅子使用者に必要な空間を確保したトイレや浴室等を整備するための工事を行う場合は、補助限度額を100万円/戸加算 ・空き住戸において、⑤に加えて、②、④又は⑧を実施する場合、それぞれの工事の補助限度額の合計額(200万円/戸を超える場合は200万円/戸) ・⑤を実施する場合で、子育て支援施設併設は、1,000万円/施設 	
入居対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 ・低額所得者(月収15.8万円以下) ・被災者世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等(月収38.7万円以下) ・低額所得者(月収15.8万円以下) ・被災者世帯
対象住宅	専用住宅、見守りなどを行う住宅	専用住宅(地方公共団体が所有している場合を含む)、見守りなどを行う住宅
管理要件	・専用住宅としての管理期間が10年以上であること	<ul style="list-style-type: none"> ・専用住宅としての管理期間が10年以上であること ※ ただし、最初に入居した要配慮者の退居後、要配慮者を募集したものの2か月入居がない等の要件を満たす場合は要配慮者以外の入居が可能
家賃	・公営住宅に準じた家賃の額以下であること。	・近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。
その他主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・⑧を実施する場合、既にセーフティネット専用住宅として登録を受けているものも補助対象とする。 ・①、⑦、⑨、⑩を実施して見守りなどを行う住宅にする場合、既にセーフティネット専用住宅として登録を受けているものも補助対象とする。 ・賃貸住宅供給促進計画を策定している自治体管内のセーフティネット登録住宅であること。 	

令和6年度予算案(SN住宅家賃低廉化補助)

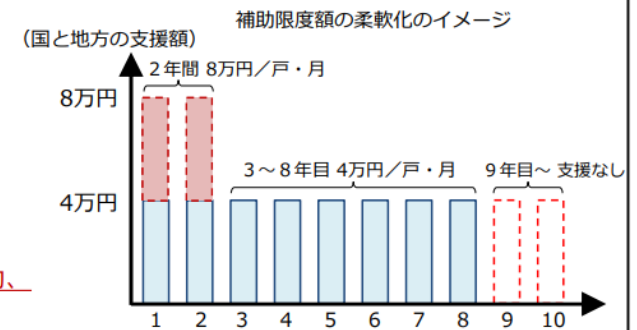


セーフティネット住宅の家賃低廉化支援

令和6年度当初予算案：
公的賃貸住宅家賃対策補助(120.29億円)の内数

赤字はR6当初予算案における拡充事項

家賃低廉化に係る補助	
事業主体等	大家等、地方公共団体（公営住宅等長寿命化計画等で公営住宅の総管理戸数の削減を位置付けている地方公共団体）
対象世帯	月収15.8万円（収入分位25%）以下の世帯 ※ 子育て世帯・新婚世帯は月収21.4万円（収入分位40%）以下、多子世帯は月収25.9万円（収入分位50%）以下
補助率・補助限度額	<p>補助率：国1/2 + 地方1/2 国費限度額：原則2万円/戸・月、国費総額240万円/戸</p> <p>国費総額が240万円を超えない場合、以下の柔軟化が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ対応の場合：4万円/戸・月 ・三大都市圏：4万円/戸・月 ・政令市、中核市（三大都市圏除く）：3万円/戸・月 <p>※ 公営住宅並み家賃への引下げに対応した額の1/2までを限度とする ※ 住宅扶助と併用する場合（最長6か月まで可能）、合計が住宅扶助基準額以内 ※ 月収15.8万円を超える子育て世帯等についても、家賃債務保証料等低廉化補助、セーフティネット住宅への住替え補助との併用可</p>
対象住宅	専用住宅、見守りなどを行う住宅
低廉化前の家賃	近傍同種家賃と均衡を失しないこと
支援期間	<ul style="list-style-type: none"> ・管理開始から原則10年以内 ただし、①又は②の場合は延長可能 <ul style="list-style-type: none"> ① 国費総額で240万円/戸内で、地方公共団体の定める期間 ② 建替え・除却予定の公営住宅の従前居住者の場合は10年ごとに延長可能 ※ 月収15.8万円を超える子育て世帯・多子世帯は最大6年間、新婚世帯は最大3年間
その他の主要要件	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、賃貸人が当該住宅の入居者を公募すること ※ 以下のいずれにも該当する場合は公募要件を適用除外とする。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 地方公共団体が、就労や子育て等を理由に当該住宅に住み続けることが必要な者を対象として家賃低廉化支援を行うことを、賃貸住宅供給促進計画等に位置付けること 2) 地方公共団体が、補助対象となる住宅について公募を行うこと 3) 他のSN住宅や公的賃貸住宅に対する応募状況等を勘案して、同等の要件を備えた公募中の住宅があり、当該住宅に（ア）応募がない、または（イ）応募があっても、現入居者の方が困窮度が高い場合であって、より困窮度の高い他の入居対象者の入居を阻害しないと認められること ・月収15.8万円を超える子育て世帯等（ひとり親世帯は除く）は、住宅の床面積が40㎡以上であること



令和6年度予算案(SN住宅家賃債務保証料低廉化補助)



セーフティネット住宅の家賃債務保証料等低廉化支援

令和6年度当初予算案：
公的賃貸住宅家賃対策補助(120.29億円)の内数

セーフティネット住宅について、家賃債務保証料等の低廉化に係る費用に対して補助を行う。

家賃債務保証料等の低廉化に係る補助	
事業主体	家賃債務保証会社、保険会社等、地方公共団体
低廉化対象世帯	月収15.8万円（収入分位25%）以下の世帯 ※ 子育て世帯・新婚世帯は月収21.4万円（収入分位40%）以下、 多子世帯は月収25.9万円（収入分位50%）以下 <u>（ただし、家賃債務保証料等低廉化を行う者が入居者の所得を把握することが困難な場合であって、家賃の額が公営住宅並み家賃の額以下である場合には、この限りでない。）</u>
低廉化の対象となる費用	家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料、緊急連絡先引受けに係る費用
補助率・補助限度額	国1/2 + 地方1/2 （国費限度額：3万円/戸） ※ 補助の総額が国費で240万円を超えない限りにおいて、年間の補助限度額にかかわらず、家賃低廉化との併用が可能 ※ <u>月収15.8万円を超える子育て世帯等についても、家賃低廉化補助、セーフティネット住宅への住替え補助との併用可</u> <補助限度額の柔軟化のイメージ> （国と地方の支援額） 家賃債務保証料等低廉化 年間の支援限度額（国・地方計） 48万円（4万円×12カ月） 家賃低廉化支援
対象住宅	登録住宅、専用住宅、 <u>見守りなどを行う住宅</u>

赤字はR6当初予算案における拡充事項

【家賃債務保証の概要】

